

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
南加賀地区の減災に係る取組方針**

平成 30 年 3 月 28 日

南加賀地区大規模氾濫減災協議会

目 次

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 本協議会の構成員 | 2 |
| 3 | 南加賀地区の概要 | 3 |
| 4 | 現状の取組状況と課題 | 3 |
| 5 | 減災のための目標 | 5 |
| 6 | 実施する取組 | 6 |
| 7 | フォローアップ | 8 |

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については、国や沿川市町等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、石川県では河川管理者、市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、南加賀地区において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「南加賀地区大規模氾濫減災協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 1 日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために「地域の取組方針」を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく他地区の大規模氾濫減災協議会とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

| 機 関 名 | 構 成 員 |
|-----------------------|-------|
| 小 松 市 | 市 長 |
| 加 賀 市 | 市 長 |
| 石川県 土木部 河川課 | 課 長 |
| 〃 危機管理監室 危機対策課 | 課 長 |
| 〃 南加賀土木総合事務所 | 所 長 |
| 〃 南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所 | 所 長 |
| 金沢地方気象台 | 台 長 |
| <オブザーバー> | |
| 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 | 所 長 |
| 石川県 南加賀農林総合事務所 | 所 長 |

3 南加賀地区の概要

南加賀地区は、大聖寺川水系、田尻川水系、新堀川水系の3水系の河川および流域からなり、河川数は支川を合わせると20河川、その管理延長は合計約115kmに及びます。

関係する市町は、加賀市と小松市の2市からなり、関係流域の総面積は、約349km²で、県土の約8%にあたります。

【南加賀地区における二級水系】

| No. | 水系名 | 流域面積 (km ²) | 河川数 | 管理延長 (km) |
|-----|--------|----------------------------|-----|--------------|
| 1 | 大聖寺川水系 | 196.4 | 12 | 65.5 |
| 2 | 田尻川水系 | 8.0 | 1 | 2.4 |
| 3 | 新堀川水系 | 144.8 | 7 | 46.9 |
| 計 | | 349.2 | 20 | 114.8 |

4 現状の取組状況と課題

南加賀地区における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては以下のとおりです。

1) 避難に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● |
|--------------------|---|
| ①避難勧告等の発令について | ○各市において、気象庁や県からの気象情報、河川水位情報、ホットライン等を参考に避難勧告等の発令判断を行っている。 ●行政や地域住民が迅速かつ効率的に防災行動を実施するためには、水害対応タイムラインが必要である。 |
| ②想定される水害リスクの周知について | ○水位周知河川3河川を対象に、洪水時における氾濫危険水位等への到達情報の周知を行うとともに、計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表し、水害リスクの周知に努めている。 ○市は、計画規模の降雨に対応した水害ハザードマップを作成し公表している。 ●計画規模を超えるような大規模水害のリスクについても把握する必要がある。 ●水位周知河川以外にも水害リスクがあることを周知する必要がある。 |
| ③河川水位等の情報提供について | ○石川県河川総合情報システム等により、PCやスマートフォンを通じて、県内の雨量や河川水位、河川監視用カメラのライブ画像の提供を行っている。 ○事前登録者を対象に洪水情報のプッシュ型配信を実施している。 |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>○気象庁は浸水リスクを色分けした「大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布」をホームページで情報提供している。</p> <p>●住民が迅速に避難を行うためには、よりの確に情報を提供できるよう、水位計やカメラ等の増設が必要である。</p> |
| ④避難体制について | <p>○情報伝達訓練等、行政が主体となった訓練が実施されている。</p> <p>○出前講座や研修会等で防災教育に努めている。</p> <p>○市は避難情報を防災無線やホームページ等により伝達している。</p> <p>●全ての住民に広く水防災意識を浸透させる必要がある。</p> <p>●計画規模を超えるような大規模な水害時においても、安全が確保できるような避難場所を確保する必要がある。</p> |
| ⑤要配慮者利用施設への避難支援について | <p>○要配慮者の確実な避難の実現に向けて、説明会を実施している。</p> <p>●地域防災計画において洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を位置づけし、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を促進する必要がある。</p> |

2) 水防に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● |
|-----------------------|--|
| ①水防活動の実施体制について | <p>○出水期前に、県・市や水防団等の関係者合同の水防訓練を実施している。</p> <p>○毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について、関係者と共同で点検を実施している。</p> <p>○少子高齢化等により、全国的には水防団員数が減少する中、石川県では水防団員数を維持している。</p> <p>●大規模な水害時における、水防団の広域的な連携・協力が必要である。</p> <p>●大規模な水害に備えて、水防団員の更なる確保に努める必要がある。</p> |
| ②市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防について | <p>○地震や水害等の災害発生時に、市庁舎や災害拠点病院等の機能が維持できるように、順次防災力の強化に努めている。</p> <p>●大規模な水害が発生し、市庁舎や災害拠点病院等が浸水した場合においても、機能を維持する必要がある。</p> |

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● |
|---------------|--|
| ①排水施設の運用等について | <p>○計画規模の降雨を想定して、各機関において適切な排水対策がとられている。</p> <p>●大規模な水害時においても、広域的な連携による排水ができるような対策が必要である。</p> |

4) 河川管理施設の整備等に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● |
|-------------------------|--|
| ①河川改修について | ○過去に大規模な被害が発生した河川や周辺に人家が連担している河川において、治水安全度の向上を図ることを目的に河川整備を進めている。 ●治水安全度を向上させるため、引き続き整備を促進する必要がある。 ●流域の都市化に伴う雨水流出量の抑制対策を更に促進する必要がある。 |
| ②ダムの機能維持について | ○ダムによる洪水調節を適切に実施し、下流部の河川改修とともに治水対策に努めている。 ●流域の治水安全度を確保するため、更なるダムの機能維持に努める必要がある。 |
| ③河川管理施設や河川占用工作物等の運用について | ○堰や水門等の河川管理施設は、自動化、遠隔操作化が完了し、洪水時の迅速な操作に努めている。 ●樋門等の河川管理施設や河川占用工作物においても、洪水時のより迅速な操作に努める必要がある。 |

5 減災のための目標

現状の取組状況と課題を踏まえ、各構成員が連携して平成 33 年度末までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

南加賀地区の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、南加賀地区では、以下の取組を実施します。

- 1) 逃げ遅れゼロに向けた「円滑かつ迅速な避難のための取組」
- 2) 氾濫被害の軽減や避難時間を確保するための「的確な水防活動の取組」
- 3) 一刻も早く社会経済活動を回復させるための「氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組」
- 4) 氾濫の未然防止や避難時間を確保するための「河川管理施設の整備等に関する取組」

6 実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、加賀市、小松市（以下「2市」という。）、石川県、金沢地方気象台が、平成33年度末までに取り組む主な内容は、次のとおりとします。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|-----------------------------------|---------------|-----------|
| 1. 洪水時における河川管理者からのホットラインの実施・検証等 | 引き続き実施 | 2市 石川県 |
| 2. 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの運用・改善 | 平成30年度から運用・改善 | 2市 石川県 |
| 3. 水害危険性の周知促進（水位周知河川の追加） | 平成30年度から検討実施 | 石川県 |
| 4. ICTを活用した洪水情報の提供 | 引き続き実施 | 協議会全体 |
| 5. 広域避難体制（隣接市における避難場所の設定等）の構築 | 平成31年度から検討実施 | 協議会全体 |
| 6. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援の実施 | 引き続き実施 | 2市 石川県 |

②平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|--------------------------------|--------------|-----------|
| 1. 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の作成と周知 | 順次実施 | 石川県 |
| 2. 想定最大規模の降雨による水害ハザードマップの作成・周知 | 平成31年度から順次実施 | 2市 |
| 3. 浸水実績等の把握・水害リスクの周知 | 引き続き実施 | 2市 石川県 |
| 4. 住民、関係機関が連携した避難訓練等の実施 | 平成30年度から順次実施 | 協議会全体 |
| 5. 防災教育の促進 | 引き続き実施 | 協議会全体 |

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|-------------------------|--------------|-----------|
| 1. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 | 平成30年度から検討実施 | 2市 石川県 |
| 2. 避難場所、避難経路等の整備 | 平成30年度から検討実施 | 2市 |

2) 的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|--------------------------------------|--------------|-----------|
| 1. 出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について関係者の共同点検を実施 | 引き続き実施 | 2市 石川県 |
| 2. 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） | 引き続き実施 | 2市 石川県 |
| 3. 関係機関や住民等が参加した実践的な水防訓練の実施 | 平成30年度から順次実施 | 協議会全体 |
| 4. 広域的、効率的な水防活動を実施するための水防団間での連携、協力 | 平成30年度から検討実施 | 協議会全体 |

②市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|--------------|------|
| 1. 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 | 平成30年度から検討実施 | 2市 |
| 2. 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備） | 平成30年度から検討実施 | 2市 |
| 3. 大規模工場等の浸水防止計画の作成に向けた支援の実施 | 平成30年度から検討実施 | 2市 |

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|--------------|-----------|
| 1. 大規模な水害時の迅速な排水のため、排水施設、排水資機材の運用方法の検討 | 平成30年度から検討実施 | 2市 石川県 |
| 2. 浸水被害軽減地区の指定の検討 | 平成30年度から検討実施 | 2市 石川県 |

4) 河川管理施設の整備等に関する取組

| 主な取組項目 | 目標時期 | 取組機関 |
|-----------------------------|--------------|-----------|
| 1. 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫の未然防止策） | 引き続き実施 | 石川県 |
| 2. 流域における流出抑制対策 | 引き続き実施 | 2市 石川県 |
| 3. 避難時間を確保するための堤防構造の工夫 | 平成30年度から順次実施 | 石川県 |
| 4. ダムの適切な施設管理による機能の維持 | 引き続き実施 | 石川県 |
| 5. 樋門・樋管等の確実な運用体制の確保 | 平成30年度から検討実施 | 2市 石川県 |
| 6. 河川管理の高度化（ドローンの活用等）の検討 | 平成30年度から検討実施 | 2市 石川県 |

7 フォローアップ

- 各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や水防計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととします。
- 原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととします。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行います。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。